

滋賀県知事三日月大造様

日本共産党滋賀県議会議員団 団長 節木三千代
中山 和行

**新型コロナウイルス感染症「5類」移行後も、
県民の命を守るため、県が責任をもって対応することを求める緊急要望書**

新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が、5月8日、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行し、感染対策は個人の判断が基本となった。しかし、WHO（世界保健機関）は、警戒を怠らないよう呼びかけており、5類移行は、医療支援の大幅削減、患者負担増といった大きな問題を抱えたままである。

滋賀県におけるコロナ感染拡大「第8波」では「医療崩壊」は深刻で、死者数も最多となり、コロナ病床使用率は80%超えが続いた。介護関連事業所でのクラスターは最多となり、高齢者施設では陽性者が入院できず、留め置きにもなり、医療を受ける機会が奪われた。今後も専門家は感染「第9波」が来る可能性を指摘しており、「第8波」の教訓からも検査体制の継続、医療体制の強化が強く求められる。

よって、新型コロナウイルス感染症「5類」移行後も、県民の命を守るため、県が責任をもって対応することを求め、以下の点を緊急に要望する。

- ① 「5類」移行後も、県民の命を守るため、県が責任をもって対応すること。
- ② 日々の陽性者数、重症者数、確保病床使用率、クラスター数など感染状況がわかるよう当面は公表すること。
- ③ 医療機関や高齢者施設を訪問する際の「マスク着用」の周知を徹底し、できる限りの感染対策をとるようにすること。
- ④ 検査体制の強化
 - ・無症状者への無料検査を再開すること。
 - ・EBSの対象外となる学校、保育施設は引き続き、対象とすること。
 - ・医療機関・高齢者施設・障害者施設での定期的な検査を継続すること。
- ⑤ 医療提供体制の強化
 - ・感染第9波を見越して確保病床を減らさないこと。国へ病床確保補助金の継続を求めること。
 - ・高齢者施設入居の陽性者は確実に入院できるよう県が責任を持って対応すること。また、入院調整は、9月末までといわずに、当面県が責任を持って対応すること。
 - ・すべての病院、診療所で患者を受け入れる可能性があるため、当該機関が感染を防止するため个人防护具や陰圧装置などの設備と用具を購入する際の補助制度を国に求めるとともに、県で対策を講じること。

- ・発熱外来は各診療所が時間を指定して行えることを周知し、応招義務を強調するあまり、重症化リスクがある人と発熱患者が同じ場所に居合わせることをないように配慮すること。
- ・医療機関が、どの時間に発熱外来を行っているのかを県としても周知すること。症状がある方が医療機関に連絡せず直接受診することがないように周知すること。

⑥ 自己負担の軽減

- ・コロナに対する治療・検査で生じる自己負担について、公的な支援を続けるよう国に求めること。県として経済的な理由で受診、検査控えが生じることをないように支援すること。
- ・経済的理由によって、外出自粛を行えないケースも予想されることから、安心して療養できるよう特別な相談窓口を設置して、支援にあたること。希望者へのパルスオキシメーター、食料配布は続けること。パルスオキシメーターは一定数確保し、高齢者施設などに希望する施設に貸し出しすること。

⑦ ワクチン接種を推進するため、情報提供・相談体制、集団接種やスタッフ等の確保等について、市町村と協力しながら取り組むこと。

以上